



**RRC Working
Paper No. 112**

エッセイ：2022年2月以降のモスクワ・ペ テルブルク短期渡航Tips

雲 和広
October 2025

RUSSIAN RESEARCH CENTER
Institute of Economic Research
Hitotsubashi University
Kunitachi Tokyo JAPAN

エッセイ：2022 年 2 月以降のモスクワ・ペテルブルク短期渡航 Tips

雲和広

要旨

本稿はウクライナ戦争勃発ののち、大きく変わったロシアへの渡航の段取りや出入国に当たって留意する必要があると思われること、現地滞在時において役立つと想定され得ること、更に過去 3 年間に於いて筆者が眼にした小売店・書店等に関する現地の状況、ウクライナ戦争の開戦後において筆者が実施してきた現地ロシア研究機関所属の方々との共同研究等の実情について、現地での研究や調査を展望する本邦の研究者に対する情報提供のためにとりまとめたものである。

ロシアは制裁下においてもその対処法を編み出し、短期滞在者にとってもさして困難を覚えることのない状況を作り出しているのが現状であると思われる。また、現地研究機関が共同研究や研究への協力を忌避するようなことはなく、従前の活動は概ね可能なものと考えられる。

はじめに

ウクライナ戦争勃発後、ロシアのほぼ全域に外務省より「レベル 3 渡航中止勧告」が発出されてきた。その理由としては、ロシアが自国の領空飛行を EU 諸国などの航空機に対して禁じたこととそれに関連し「ロシア国内からの出国手段が制限され得ること」と「国際クレジットカード決済が停止され銀行間国際送金も制限があること」があげられている。だがそれ以外の特筆すべき事由は無く、対ウクライナ国境地帯を除き戦争の直接的な影響が生じている訳ではない。

国立大学において出張命令権者は一般的に部局長であり、大学法人単位で「ロシアへの渡航」と限定して明示的に渡航を禁止しているという事例は管見では聞かない。「外務省安全情報 レベル 3」が発出されている地域に関して全面的に渡航を禁ずると文書で明示的にしている大学は存在するが(名古屋大学。また明文化していないが所属者の発言によれば北海道大学)、これはそもそもロシアに限定する話ではなくアフガニスタンやソマリア等と同様の取り扱いだという事に過ぎない筈である。他方、同「レベル 3」が発出されているとしても、必要性に応じて渡航を認めることがある、とこれも文書で公にしている大学もある(東京大学・京都大学。また明文化していないが所属者の発言によれば大阪大学等)。実際に筆者は出張の都度に部局長(所長)を通じて危機管理室担当副学長に伺いを立てるが、有り体に言って筆者の所属大学において筆者よりもロシアを知る者は無く、その状況判断については筆者に一任されており、渡航が拒否されたことは無い。

「文部科学省がロシアへの渡航を禁じている」という話を喧伝する者もあるが、これは何の根拠も無い虚偽である。そもそも文部科学省はそのような通知を出していない。筆者が文部科学省科学

研究費補助金基盤研究 B・一橋大学運営費交付金・一橋大学経済研究所共同利用共同拠点事業プロジェクト経費等によって 2022 年 2 月 24 日以降もロシアへの渡航を実施している事が、既に反証となる。制度としてそのような「ロシア渡航」を禁ずる縛りは存在しない。

筆者よりも年嵩或いは筆者と同年配の旧ソ連地域「研究者」を自称する者で「ロシアへは金輪際行かない／ロシアへの渡航で落とす金銭は間接的なロシアの戦争支援にあたる」等と SNS あるいはブログ等で盛んに喧伝する者が居る。自身の生活がロシアからの輸入品に多くを負っているという認識が欠落している鈍感さはともかく、内心でそう考えるのは自由にすれば良い。だがそれを、ある程度知られた機関に籍を置きかつある程度の年齢に至った人間が声高に公言する事は、そういう向きに対し反論する事を躊躇するであろう若手研究者による現地での調査・研究に対する強い牽制となる。それが他者を牽制し得るという事について無自覚であることはあり得ない。意図が無ければそもそも記して喧伝する必要が無いのであり、明らかに意図的な行為である。それは最早将来の無い高齢教員が未来を担う若手研究者の活動を妨害しようとしているか、高齢者が己の偏狭かつ硬直的な価値観を若者に押しつけようとしているに過ぎない。そのような姿勢は全く非生産的である¹。

筆者はウクライナ戦争開始後も毎年ロシアに行き、恒常的に研究交流・共同研究を行っている。自身の体験談としてそれを明示し、研究・調査の渡航を望みながらもそれを牽制しようとする高齢大学教員の言動に躊躇して渡航を実現出来ていない、将来を担う若手研究者諸兄を鼓舞したくこれを作成した。参考になれば幸いである。

1. 渡航手続き

2023 年 8 月より日本人を含み一定の諸国民が対象となって、ロシア連邦外務省の特設ページ

¹ またそうした主張を行う向きは実際にウクライナ戦争開戦後の過去 3 年余りは無論の事、大抵は生涯に渡って他者の批判を行う或いは「日本語による外国事情紹介」を行うしかなく学術的な仕事をしていない事を Researchmap 等で確認出来るという意味でも、彼等には生産性が無い。ちなみにそのような主張を行う向きが一体全体どれほど素晴らしい「研究者」であるのか、Scholar GPS <<https://scholargps.com/scholars>>によって該当する名前を検索すると良い。「全世界 2900 万人を超えるあらゆる分野の研究者の中で」「190 万強の社会科学分野の研究者の中で」「2 万 7 千人のロシア研究者の中で」といった形で著作のインパクトに依る研究者ランキングを返すデータベースである。なお「地域研究者」ではなく単なる「日本語による外国事情紹介者」の場合、そもそもデータが無い。理系および社会科学系においては、極めて若く未だ活動期間が短いような者を除き説得的な結果を示すと思われる。但し人文系においては妥当なものとは考え難くあまり参考にならない。

なお宿泊費や食事代をロシア国内の個人法人に支払うことを批判する向きはその前に、ガソリンエンジンの排気ガス浄化装置および義歯の作製に必須である白金族パラジウムの 30～40%を我が国は開戦後もロシアから輸入しているという事実を鑑みて、ガソリン車にもハイブリッド車にも一切乗らず、歯科治療を決して受けない、というさながらアーミッシュの如き生活を実践すべきであろう。それを出来無い者が、他者をそのように批判するとは滑稽である。

(<https://evisa.kdmid.ru/>)を通じた電子ビザの申請・取得が可能になった。2025 年 9 月現在は有効期間が 120 日間で、そのうち 30 日間に亘ってロシア国内に滞在出来る。入国地と出国地とが異なっているにもかかわらず、また目的は「学術研究」として問題無い。むしろ調査目的でありつつ「観光目的」と記述すれば、ビザの目的外の行動をとることで拘束されたとしても何ら不思議は無く、正直に書くべきであると考え。訪問先機関についての記述は要する。宿泊場所の記入も必要だが、予約番号等は必須のものではない。また過去 1 年間の訪問外国名を列挙する必要があるが、筆者はロシアの非友好国(イタリア・英国・韓国等)も常に記載しているものの問題が発生したことは無い。

ビザ手数料の決裁が興味深い。知られていることとして、日本発行のクレジットカード(VISA・Amex 等)はロシアにおいて利用出来無い。しかしながらロシア入国のための電子ビザは日本円で 8000 円強の手数料を必須とし、最後にクレジットカード情報の入力画面が現れる。決裁して判るのは、2023 年には中国人民元建てで請求され(図 1)、また 2024 年・2025 年にはアラブ首長国連邦デュルハム建てで請求されている(図 2)ことである。上海に法人を立てる・友好国に立地する仲介業者による徴収を行う、等の対応を行っているようである。

図 1. 2023 年の電子ビザ手数料決裁(中国人民元建)

Russia E-Visa Application	
Official Acknowledgement/Payment Invoice	
Date :	27/08/23 08:00 UTC
App Ref :	
Visa Category :	Evisa
Visa Fees :	287.00 CNY
Service Fee :	87.00 CNY
Total Payable :	374.00 CNY
All payments are non-refundable	

図 2. 2024 年・2025 年の電子ビザ手数料決済(UAE デュルハム建)

Transaction confirmation

GKD GLOBAL FZE LLC	
Transaction reference:	
Transaction type:	Sale
Amount:	AED 191.00
Description:	e-visa document processing and verification fee
Time:	6:40 PM on Wednesday the 8th of January, 2025
Authorisation Code:	003000
Card:	Visa Credit ending 2599

実際に交付されたビザは図 3 の通りである。A4 一枚の大きさの PDF ファイルであり、これを印刷してパスポートに挟んで携帯すれば良い。以前のように、短期ビザであってもパスポートの 1 ペー

ジを占有してしまうようなものではない。交付自体は申請から4日(96時間)以内に行われる。

図3. 電子ビザ(一部)



МИНИСТЕРСТВО ИНОСТРАННЫХ ДЕЛ РОССИЙСКОЙ ФЕДЕРАЦИИ
КОНСУЛЬСКИЙ ДЕПАРТАМЕНТ
THE MINISTRY OF FOREIGN AFFAIRS OF THE RUSSIAN FEDERATION
CONSULAR DEPARTMENT

УВЕДОМЛЕНИЕ
ОБ ОФОРМЛЕНИИ ЭЛЕКТРОННОЙ ВИЗЫ
NOTIFICATION OF GRANTING AN E-VISA

Сведения о заявлении/ Application details

Номер заявления/ Application ID	
Дата регистрации/ Date of Application	01.08.2025г./ 01 August 2025
Электронная виза оформлена/ This is to inform an e-visa issued to	
Фамилия/ Surname	KUMO
Имя (имена)/ Given name(s)	KAZUHIRO
Дата рождения/ Date of birth	
Пол/ Sex	МУЖСКОЙ/ MALE
Гражданство/ Nationality	ЯПОНИЯ/ JAPAN
Номер документа, удостоверяющего личность/ Travel document number	

Сведения об оформленной электронной визе/ E-visa details

Срок действия электронной визы/ E-visa validity	
Срок пребывания (суток)/ Duration of stay (days)	16

2. 空港・飛行機

筆者の経験では常のこととして、日本出国時に最終目的地がロシアであることを(成田・羽田)空港チェックインカウンタで告げると税関職員がカウンターまで来る。電子機器は販売用ではなく私用のものであること・私用の現金のみを持っている事等の申立書にサインする。現地決済のため米ドル等の持参が必須であるのは、筆者にとってソ連崩壊直後のロシアに渡航して以来のことであるが、経験したことがない訳ではない。実際の申立書は図4である。

日本国民がロシアに持参可能な金額は1人1日当たり千米ドル以下の事であるが、これは空港や係官個々によっても告げられる数字が異なっており当てにならない観を覚える。正確には、日本に居住する日本国民であるか・ロシア在住の日本国民であるか・ロシア国民であるか・第三国民であるか、といった条件によって相違が存在するが、日本在住者にとって実際には大した問題ではないので省略する。また筆者の場合、申告のみであって実際に手持ちの金銭を提示したことは一度も無い。トランク等預け入れ荷物を開いて係官のチェックを受ける、という事も2022年には生じたことがあったと聞いているが、筆者はこれまで一度もその経験は無い。

図 4. 「ロシアを仕向け地とする紙幣の輸出について」, 2025 年 9 月.

(別紙2-1)

ロシアを仕向け地とする紙幣の輸出について (チェックリスト)

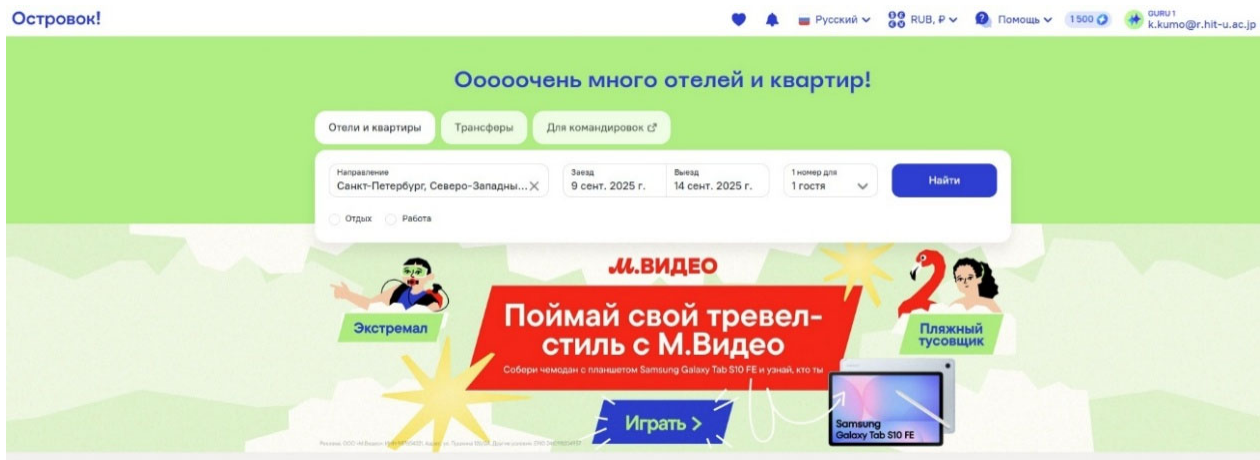
令和 4 年 4 月 5 日より、外国為替及び外国貿易法第 19 条第 1 項に基づき、ロシアを仕向け地とする支払手段 (銀行券及び政府紙幣に限る。) の輸出については、①日本に住所等を有する方 (居住者) が一時的にロシアに滞在する上で、その滞中に伴う通常の必要とする支払に充てるもの、②特定の目的のため、かつ 10 万円相当額以下のもののいずれかである場合を除き、財務大臣 (税関長) の許可を受ける義務が課されています。許可を要するかどうか等を確認する必要がありますので、以下に記入の上、税関職員に提出いただきますようお願いいたします。

居住性等	
紙幣の所持 ※「紙幣」には日本国紙幣又は外国紙幣のいずれも含む。 □所持している □所持していない	ロシアでの滞在予定期間 □2 年以上 (期間: _____) □2 年未満 (期間: _____)
ロシアへの渡航目的 □旅行 □帰国 (一時帰国を含む。) □出張 □駐在 □留学 □その他 (_____)	
輸出目的等	
① 日本に住所等を有する方が行うロシア滞在中の下記のいずれかの費用に係る支払に充てるためのものですか (出張や旅行等の一時的な滞在に限る)。 支払内容 (該当するもの全てにチェックしてください) □宿泊費 □家賃 □食費 □交通費 □通信費 □業務上の交際費 □消耗品費 □雑費	金額 2700 USD 100,000 JPY
② ロシアに住所等を有する方 (渡航者自身も含む) に対して、下記のいずれかの費用に係る支払に充てるためのものですか。 支払内容 (該当するもの全てにチェックしてください) □生活に欠くことができない物資 (食糧、衣料、医薬品等) の購入費 □医療サービスを受けるための費用 □その他 (人道上の理由により特に必要と認められるものに限る)。 (目的: _____)	金額
③ 本邦企業等から派遣された駐在員又は留学期間が 2 年以上の留学生在が下記のいずれかの資金を輸出するものですか。 支払内容 (該当するもの全てにチェックしてください) 【駐在員】 □生活費 □所属企業資金 □その他 (_____) 【留学生】 □生活費 □授業料等 □その他 (_____)	金額
④ ①、②及び③以外の目的で輸出するものですか。 支払内容 輸出しようとする目的を具体的に記入ください。 (例: 渡航者又は同行者の治療費)	金額
輸出 (出国) 年月日 2025 年 9 月 7 日	
便名・船名 _____	氏名 _____

エアラインについては、中国東方・中国国際・中国南方、ターキッシュエア・カタール航空・エミレーツ航空等の経由便でモスクワやペテルブルク等に行くこととなる。筆者はもっぱら中国東方航空を利用している。コロナ禍ののち欧州線の航空券価格が跳ね上がっているにも関わらず、安価な時には往復 24 万円未満でビジネスクラスが・10 万円未満でエコノミークラスがある (中東系の航空会社は 2 倍から 3 倍の価格である)。ビジネスクラスの座席はキャセイパシフィックやターキッシュエア・フィンエア・カタール航空等と同様で窓側席は窓に向かって傾いた設置になっているものや、あるいは JAL の欧米線のように個室めいた造りになっている場合もあり、180 度フラットになる快適なものである。

ロシア現地ホテル予約は Ostrovok (<https://ostrovok.ru>)等で、現地支払いの条件で予約出来る宿を探すことが可能である (図 5)。日本発行のクレジットカードで登録出来るが、支払いは現地で現金等で行う必要がある。なお個々のホテルのサイトでも、現地支払い可の予約方法は沢山存在するので特段困ることは無い。但し十分な米ドル或いはユーロの現金を持参し、それを現地でルーブルに換金し支払う必要はある。

図 5. Ostrovok のトップページ



ロシア入国時について、知られている通り低くない確率で入国審査が個別・別室になるという情報がある。筆者は開戦後最初にロシアへ渡航した際にこの経験をした。他にも多数の入国者が個別審査となったため 30 分ほど待ち、呼び出されて小さな個室に行く。係官に対して「これは非友好国の国民だからか？」と訊くと、笑いながら「もちろん」と言われ、率直に言って大した事は訊かれず、質疑応答は 30 分もかからなかった。だがロシア語が出来無いなら緊張するであろうことは想像出来る。筆者の場合は終始全く威圧的ではなかった事は記しておく。なおその開戦後最初の渡航時の 1 度を除き、以降筆者は個別審査になる事は無いのも事実である。

3. 現地における決裁手段・携帯電話

本件は 2025 年前半までは極めて容易であった。日本発行のクレジットカードが使用出来ないことは周知の通りである。パスポートと入国カード・ホテルの宿泊証だけで sim カードを購入し携帯電話を開通させる。そののち銀行 (Sberbank/Sber) に行き、口座を開きデビットカードを作りたい旨伝える。すると個別に処理してくれ、窓口で座って 20 分程で口座の開設・カード発行まで終わってくれた。後者の手続きもパスポートとイミグレーションカードが必須であった。この場合の口座・デビットカードは無記名である。USD を現地でルーブルに両替し、その現金を ATM で自分の口座に入金すると以降カードで決済出来るようになる。なおその場で受け取れるカードは無記名で有効期間 5 年であるが、記名デビットカードは受け取りが翌日以降となるものの 10 年間有効である(図 6. 2035 年 9 月まで有効とある)。

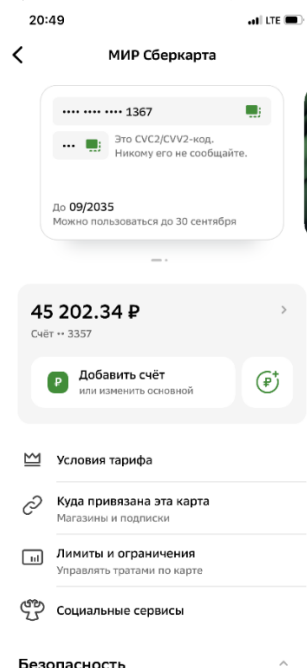
モスクワ・ペテルブルクの電子決済化は日本よりも遙かに進んでおり、東京など及びもつかない。デビットカードか Sber 等のスマホアプリがあれば日本よりも遙かに便利である。口座の管理は Sber の ATM でも無論可能だが、スマートフォンでも可能である。2023 年にはアンドロイド対応のアプリ

しか無いと言われ断念したが、2024 年には「店頭で iOS 用のアプリをインストールする」旨が Sber の Web サイトの記載されており、実際に行ってみたところ担当者がラップトップを使って筆者のスマホにアプリを入れてくれ、管理出来るようになった(図 7)。これは 2025 年 9 月現在も同様である。

図 6. Sber (bank)のデビットカード(2025 年 9 月)



図 7. Sber の iOS 用アプリ.



さてところが、携帯電話 sim カードの取得については 2025 年 7 月 1 日以降社会保険番号 (SNILS と称される)を要するという極めて手間のかかる状況になった。既存の sim カードもロックされ使用出来なくなったのである。なお SNILS は「社会保険番号」であるが、居住者でなくとも発行される、個人特定番号のようなものである。

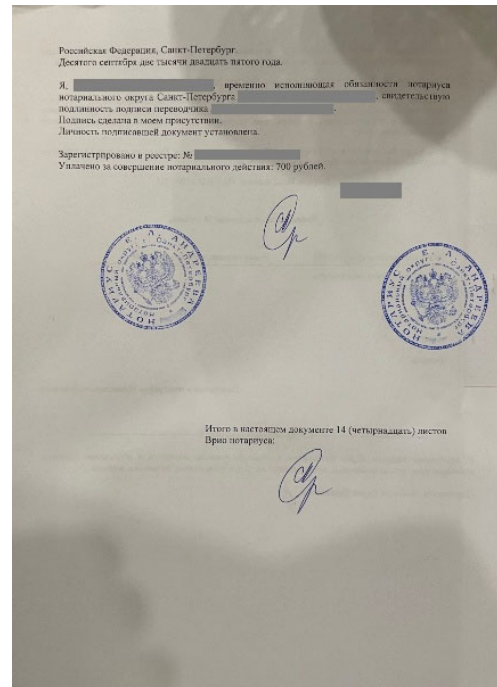
これについては率直に言って筆者の手に負えず、長年の友人で筆者よりも遙かに経験がありロシア語能力も高いかたの全面的な助力を得ることにより、2025 年 9 月に 1 日で全てを実現出来たので詳述する。筆者の経験というよりは、その友人に手取り足取り教えて貰っており、果ては筆者がそこに実際に居たもののその友人が筆者に代わって手続きをしてくれたようなものである。

最初に必要なのはパスポートの公証翻訳である。パスポート全ページをコピーして、そのロシア語訳を依頼する。そしてこの翻訳に翻訳証明を付与して貰う。ここで利用するのは、Byulo prevodov, そして Notarius の窓口である(図 8, 図 9)。市中何処でも良いので、まず日本語パスポートの翻訳を行って貰う必要があるがこれはどうやっても 1 日では済まない。そこで事前にパスポートの全ページをスキャンしたものを送り、翻訳しておいて貰った。現地に着いてすぐそれを受け取り、更に公証を依頼する。公証には 1~2 時間かかるがこれは大したものではなかった。総費用は 2 千ルーブル前後であろう。このパスポートの公証翻訳が無いと全く先に進めない。

図 8. 翻訳窓口



図 9. 公証翻訳の証明書



さて次に、2025 年 8 月頃までは市内に多数ある MFTs (Mnogo-Funktsionniy Tsentr, ワンストップ行政サービス窓口) に申請すれば 5 日以内に SNILS を取得出来るとあったが、9 月には即日交付される、となった。しかしながら、外国人はそのためには市内多数ある中から唯一の特定の MFTs に行かねばならないこととなり、その行列が長大なものになったという。一説には午前 4 時頃から中央アジアからの労働移民は列をなしているとの事である。2025 年 9 月の時点で、少なくともペテルブルクにおいてはそのようになっており、モスクワでもそうだという話を聞いた。以下は全てペテルブルクで外国人が、個人の資格で SINLS を獲得する場合である。ちなみに労働許可を有して勤務している場合は法人が SNILS 交付を行うので個人がこの手間を要するものではない。

最初に公証翻訳・パスポート原本を提示しつつ「アンケート」なるものを作成する。まずその行列がある(図 10)。但しアンケートは自身で作成するのではなく、代書屋的な者が作り、それにサインし手数料を払ってアンケート完成品を受け取る(この時は 520 ルーブルだった)。次にそれを持って MFTs に行く。ここでも行列である(図 11)。一度に 20 人程度しか入場させてくれないといった形式の管理をしており、進んで良いとなればこの MFTs の 7 階まで徒歩で登る(リフトは使わせて貰えなかった。階段は恐らく非常階段に急揃えて屋根を作った程度のもの。図 12)。登り切ると、そこで順番待ちカードを受け取り、呼ばれた順に窓口で質疑応答を経て SNILS 発行に進む(図 13)。この際には必ず Gosuslugi というアプリをスマホに入れておく必要がある(図 14)。SNILS は A4 の紙にプリントされると同時に、Gosuslugi アプリにも登録される(図 15)。

SNILS を受け取れば、そこからは役所仕事ではなくなる。まずは銀行に行き生体認証登録を行

う。顔写真と声紋である。数字の読み上げを最低 3 回行う。ここで銀行口座と携帯電話番号とが紐付けされる。生体認証登録を終えれば携帯通信会社に行き顔認証の再確認等の認証を行う。そこまでを終わらせると、ようやく手持ちの携帯電話が復活するのである。

図 10. アンケート作成場所(代書屋)



図 11. MFTs(7 階) の入る建物

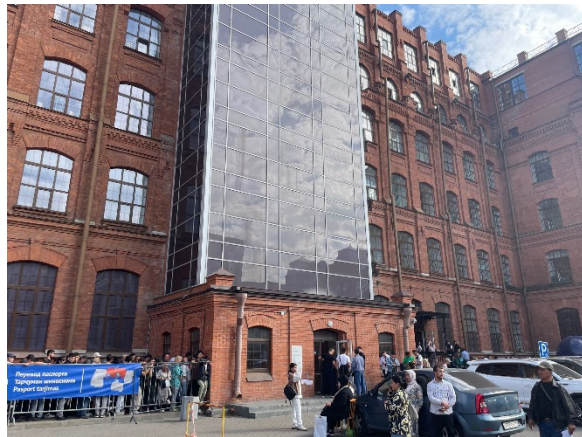


図 12. MFTs の階段. これを7階まで上る.

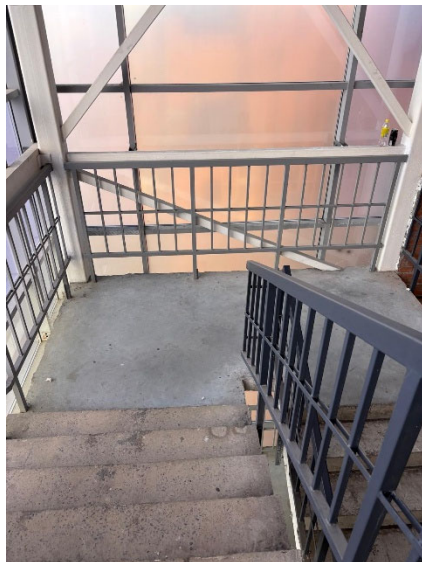
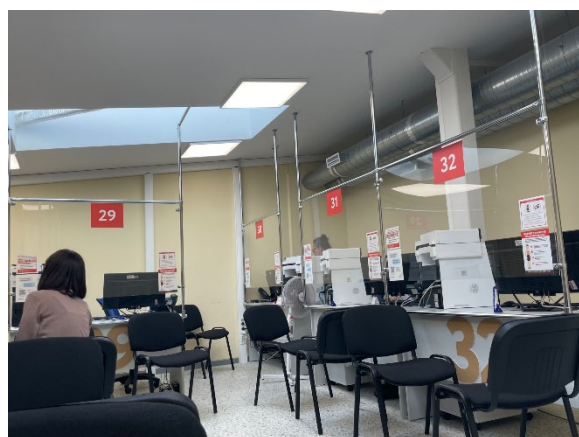


図 13. MFTs 内・SNILS 発行窓口.



銀行口座・携帯電話を2025年8月において有していないという場合は、パスポートの公証翻訳・SNILS・パスポート原本、入国カード・ホテルの宿泊証、で銀行口座開設も携帯電話 sim の購入・開通も可能であるという訳だがそのハードルはかなり高く、一日で開通出来たのが驚きであった。

なお実は、筆者が Sber の窓口で確認したところ、「SNILS が無くても口座の開設は可能である。

その2つはリンクしていない」と、何度か繰り返し確認したが明確に言われた。但し例えば、デビットカード完成の連絡はロシアの現地 sim へのショートメッセージで来る。これが現地 sim でなければならぬのか否かは率直に言って不明であるが、色々試してみることは無意味ではないかも知れない。

図 14. Gosuslugi のアプリ。

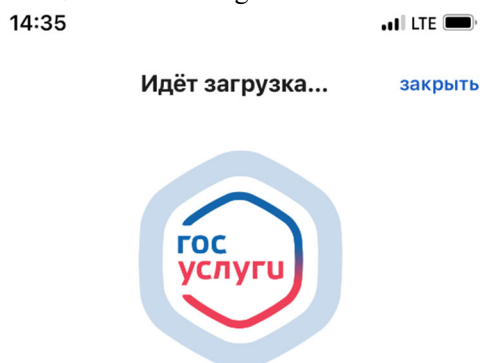
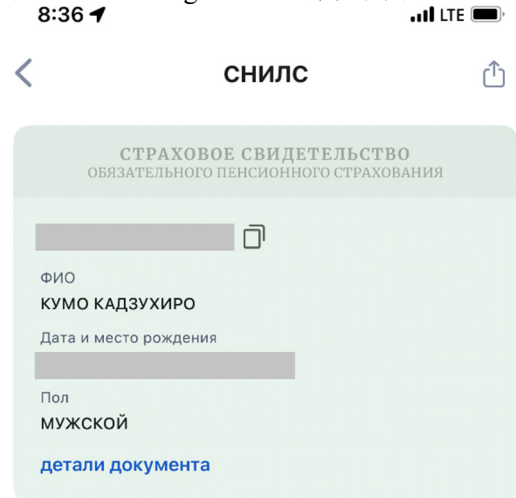


図 15. Gosuslugi アプリで確認出来る SNILS



更に付け加えるとこの作業(パスポート公証翻訳の受領から SNILS のアンケート作成・SNILS 申請・SNILS 獲得・銀行での生体認証・携帯ショップでの sim アクティベーション)は、2025 年 9 月 10 日 09:00 に公証役場(Notarius)に行き、同日 20:50 にようやく全てが完了した。Gosuslugi のシステムは頻繁に障害が生じるためその日のうちには終わらない(全く作業が進まない)ということもあり得る。そういう事をも見越した上で必要性を勘案すべきではあろう。

但し「楽天モバイル」等の海外ローミングや、Amazon や楽天市場等の通信販売で購入可能な「ロシア向け esim/sim」は使用出来るのであり、それらを用いれば Facebook・Twitter・LINE 等も VPN 無しにそのままで見る事も通話も出来る(20GB・15 日間で 3,500 円程度)。現地 sim は VPN を囓ませなくてはそういったサイトにアクセスすることが出来ないため、実のところ筆者は現地 sim よりも通販の「ロシア向け esim」をメインに利用した。とはいえロシア現地の電話番号を有する sim でなければ出来ない手続きがあれこれ存在し、そのために現地 sim を保有しておく意味はある²。

なお海外旅行保険はクレジットカード付帯のもの(東京海上日動引受)も損保ジャパンの海外旅行保険も適用され、筆者は実際にスーツケースの破損等で複数回利用した。

² 2025 年 10 月、海外通信会社の sim によるローミングが極めて困難になった、という情報がある。これが移行期の不具合に留まるのか或いは長期的に続くのか、判断出来無いため詳述しない。このパラグラフのローミングやロシア向け esim の記述は、2025 年 10 月においては妥当ではないものとなったことに重々留意されたい。

4. 現地での体験

1) モスクワ大環状線の開通

2023 年 9 月に驚いたのは、見知らぬ地下鉄路線が開通していた事である。地下鉄の拡大自体はソ連崩壊後も脈々と続いていたが(図 16, 17), 巨大な環状線が 2023 年 3 月に完全に開通した。

図 16. モスクワ大環状線(2023 年 9 月)

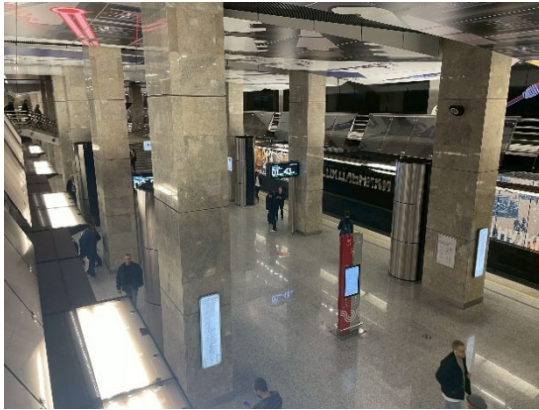


図 17. モスクワ大環状線路線図



これは無論「特殊軍事作戦」の開始に先立って建設が進められて来た。2025 年 9 月、モスクワ地下鉄には 3 種類の環状線が運航されている。1950 年代に開通した最初の環状線(図 17, 一番小さい茶色の環状線)以降, 2016 年に貨物線を再編し地上をも走る中央環状線(同大きな赤い環状線)に加えて, 2023 年にこの「大環状線(同大きな水色の環状線)」が完全開通した。

旧環状線の混雑を避けることが出来, また駅は利用が開始されたばかりで大変綺麗であり, かつ車両も新型で非常に快適であった。空調も効いており, JR 中央線等で見える路線上の現在位置の掲示などもある。但し 1 周には 1 時間 30 分ほどかかり, 世界最大の環状地下鉄線との事である。

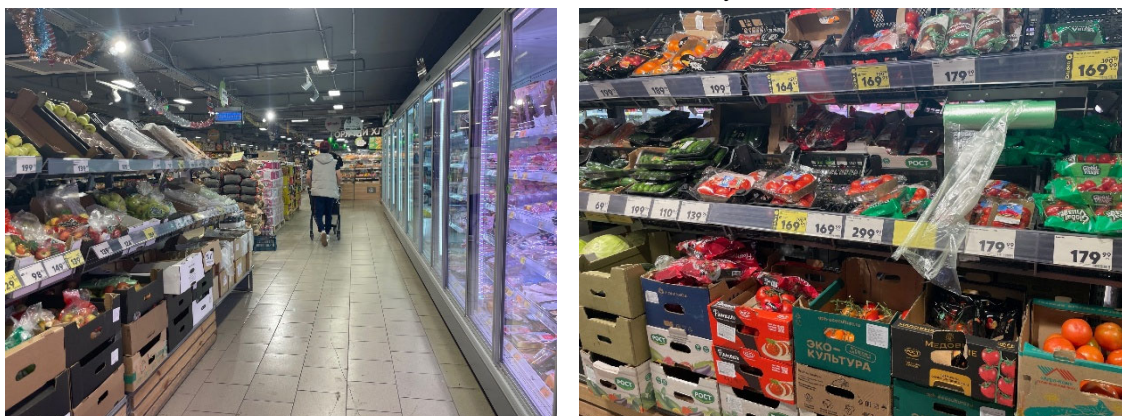
2) スーパーマーケット

モスクワやペテルブルクが平穏かつ物に溢れている, といった情報は様々な Web サイトやごく稀にメディアで流れているものであるが, これは実際に体感する。ネットでは十分知られるためこれについて子細は省略する。

図 18a. 2025 年 2 月, 地下鉄 Sokolniki 駅近くにある Pyaterochka の店舗にて筆者撮影。



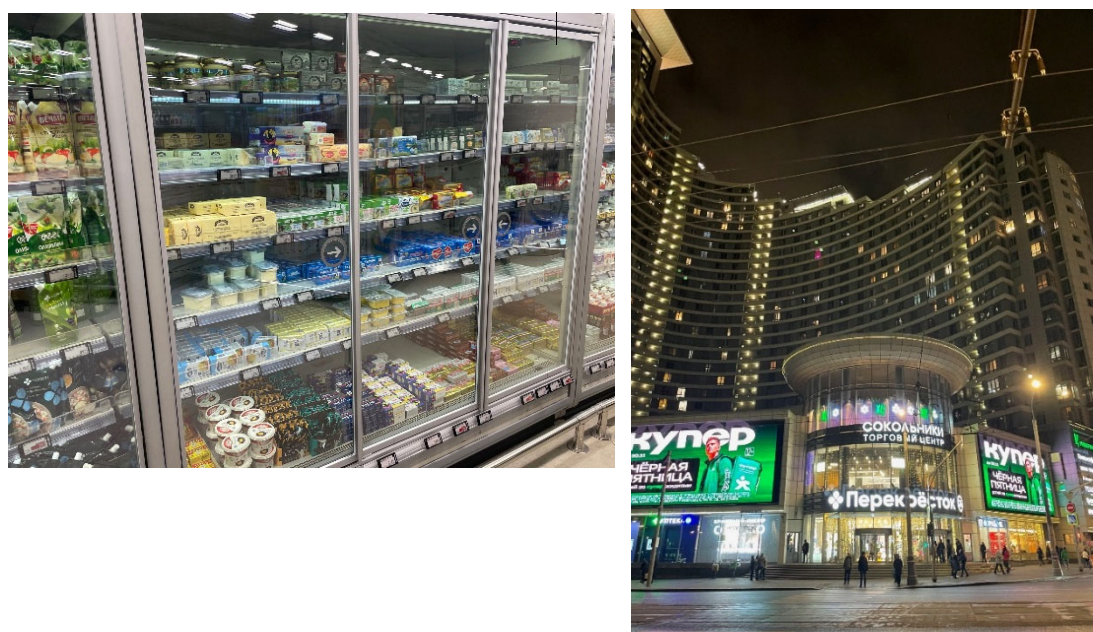
図 18b, c. 2025 年 2 月, 地下鉄 Sokolniki 駅近くにある Pyaterochka の店舗にて筆者撮影



さて筆者はこれまでソ連崩壊以降 Perekrestok よりも下位のラインのスーパーマーケットチェーンの店舗に入る事はまず無かったが、2025 年 2 月に初めて地下鉄 Krasnosel'skaya 駅と Sokolniki 駅の間にある Pyaterochka に立ち寄った。Pyaterochka は以前、安価だが痛んだ食材を販売している店である等頻繁に聞いたものの特段そのような様子は無く、割れた卵や黴の生えた果物等は見当たらなかった。むしろ Perekrestok と大きな差を感じることは無かったとすら言える(図 18a, b, c)。

但し明確に気付いたのはスーパーマーケットチェーンの店舗が下方に下方へと推移していることである。即ち Sokolniki 駅周辺では、以前高級スーパー Alye Parusa であった店舗が 2020 年には Perekrestok に転じ(図 19a, b), また以前 Perekrestok であった店が Pyaterochka になっている。

図 19a(左)・19b(右)． Perekrestok の店舗(2025 年 2 月)。



とはいえ、これをロシア経済の停滞の兆し等と解釈するのは有り体に言っても的外れであり、恐らくは世界的な傾向である。例えば英国では、かつて Tesco は低品質と言われたが、2025 年現在は英国最大のスーパーマーケットチェーンとして君臨し、また客層も上位に移行している。中流であった筈の Marks & Spencer は今や少々良いラインの店と見なされ、そして百貨店 Debenhams は 2021 年に破綻している。我が国でも同様の趨勢があることは周知のものであろう。

図 A19a は 2025 年 2 月に Perekrestok の中で撮影したものである。2024 年 11 月末から 2025 年 1 月にかけて、ロシアでバター不足が発生しバターを盗む強盗まで現れたといった記事がメディアに踊っていた(毎日新聞, 2024 年 11 月 29 日; 産経新聞, 2025 年 1 月 10 日)。

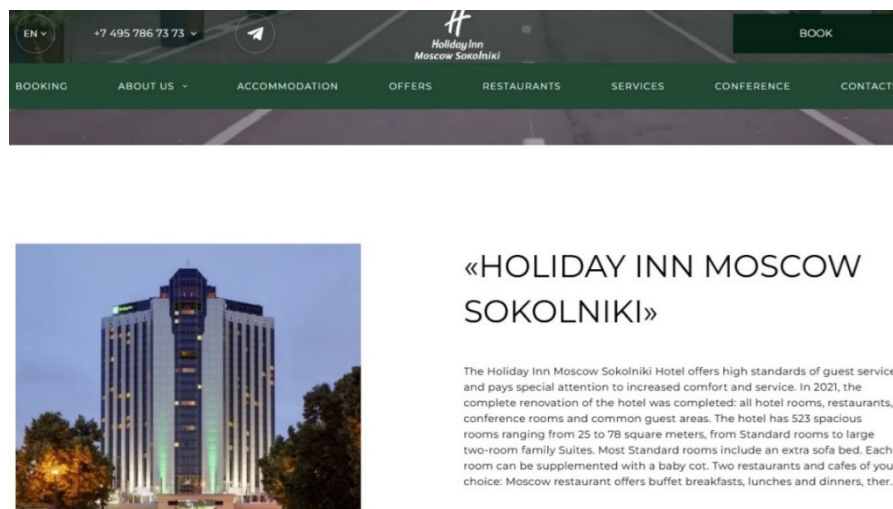
さてこの図 19a に写っているのは、途中で切れている左端と右端の扉部分を除き全てバターである。日本国政府国費留学生同窓会(在モスクワ日本国大使館による編成)副会長の Zarina

Abacheva 氏に訊くと、「バター不足という話自体をそもそも聞いた事が無い、誰がそんなことを言っているのか？」ということであった。

3) ホテル

かつて筆者のモスクワにおける定宿は英国資本のホテルグループ Intercontinental Hotels Group (IHG) の安価なラインに位置する Holiday Inn Sokolniki、ペテルブルクでは同グループの Crowne Plaza Ligovskiy あるいは Staybridge Suite Mosvskiy Vorota であった。IHG は 2022 年の早い段階でロシアから撤退し、それらは現在既にリブランド(他法人により吸収)されている。しかしながら Holiday Inn Sokolniki は、2025 年 9 月現在も依然として同じ名を名乗っているのである(図 20)。

図 20. Holiday Inn Sokolniki Web サイト



これは流石に商標等を無視した行為であろうと想像されるが、更に Holiday Inn Sokolniki は IHG のメンバーシップとのステイタスマッチを行うという事までしている。筆者は開戦後初めて Holiday Inn Sokolniki に宿泊した際、IHG のダイヤモンドメンバーであったため、Holiday Inn Sokolniki のダイヤモンドメンバーという扱いになり、しかもそれは永続的な資格だとされている。これにより、1泊5000ルーブル程度のダブルルームを予約したにも関わらず、スイートルームにアップグレードする等といった形の顧客サービスを実施していた(図 21a-e)。

ここ Holiday Inn Moscow Sokolniki では、開戦前(正確にはコロナ禍前、2020 年 3 月よりも前)から勤務していた外国人労働者等がそのまま働いている。メンバー用のレストランの給仕の男性に、筆者がレストランに入ると筆者の嗜好を覚えてくれており何も言わずともフレッシュオレンジジュースを絞るかアイスカフェラテを作ってくれるタジキスタンから働きに来ている人があるのだが、彼は 2016 年頃から勤務を続けており 2023 年～2025 年においても筆者を覚えていて同じように食事を整えてくれた。食事の写真にある飲み物 2 点はまさにそれである。このような快適さは 10 年以上前

と変わるところが無い。

モスクワ・ペテルブルクの旧 IHG 系のホテルは全て、日本のクレジットカードを登録し予約出来る。但し支払いは現地で現金等で行うことになることに留意が必要である。

図 21a-c. Holiday Inn Sokolniki の客室(2025 年 2 月・9 月)



4) フクスナ・イ・トーチカ

既に知られているマクドナルドの居抜きハンバーガーチェーン店である(図 22a, 22b)。既に店舗数はマクドナルド時代を大きく上回って増大している。ロシアを訪れた向きは既に多くが食べてみたことであろうと思われる。

マクドナルド時代もそうであったが、無論フクスナ・イ・トーチカになっても、筆者の主観では日本のそれと遜色はない、それ以上に、むしろロシアのほうが日本のものよりも美味だという印象を抱いている。筆者が 2 年間に亘って居住した英国のマクドナルドよりは確実に美味である。コーラは「撤退済み」とされるコカコーラが供されるのではなく、これもしばしば言及される「ドープリー・コーラ」である。フクスナ・イ・トーチカの売上は 2023 年に対して 2024 年は 20%増大した。

図 22a. フクスナ・イ・トーチカ (2023 年 9 月)



図 22b. フクスナ・イ・トーチカ (2023 年 9 月). この注文システムは従前のマクドナルド当時と同一で、ペイントのみが代わっている.



5) 情報統制・非友好国企業の撤退

ロシアには Z 賛美の人々が溢れかえっているのではないかと、早々にソ連時代の収容所群島の話等スターリン期の否定的側面を公的な場所で見るとは難しくなるのではないかと、といった事を想像する向きがあるかも知れない。しかしながら、「特殊軍事作戦」開始以降断続的に総計 2 ヶ月以上に亘ってモスクワ・ペテルブルクに滞在してきた筆者からすると、これが例えば 10 年前の 2010 年代とどれほど異なるかと言えば、さほど大きな違いを感じないというのが正直なところである。

確かにシェレメチエヴォ空港の飛行機搭乗口からパスポートコントロールに至る迄の(動く)歩道や、街なかの広い遊歩道・公園・駅前のような場所で、「第二次世界大戦の英雄たち」といった展示

(ポスターや説明書き等)はしばしば目にする(図 23a, 2025 年 9 月)。また契約兵の募集はそこかしこにあったが、特に道行くひとがそれに目をやるという訳では無かった。他方 Z という意匠は、街なかでは 2024 年 11 月にペテルブルクのビルの 2 階窓ガラスに浮かんだ文字を 1 度見たきりで、それ以外には筆者は 1 度も見たことが無い。またそのペテルブルクで見たのも、ネフスキーやリゴフスキーのような大通り(prospekt)ではなく、マヤコフスカヤ通り(ulitsa)であった。同じくペテルブルクの地下鉄で、エスカレーター広告になっているのを 1 度だけ見た(図 23b, 2025 年 9 月)。

図 23a. ネフスキー通りの反ナチスポスター展示



図 23b. ペテルブルク地下鉄に見た Z の意匠



図 24. モスクワ・新アルバート通り「Dom knigi」, 2025 年 2 月.



実際に観察したことについて言及すると、モスクワの新アルバート通りにある著名な Moskovskii dom knigi における歴史書コーナーでは、2025 年においても膨大な「スターリニズムの歴史」シリーズは山のように、ものによっては平積みになって販売されている状況については 10 年以上前と変

化は無い。

そしてその Dom knigi の一角には図 24 の通り, Anne Applebaum による “*Gulag: A History*” のロシア語訳が大きなスペースを用いて販売されている。Applebaum の著書 “*Gulag*” 自体は有り体にいってこれまで既に知られている情報の再掲・集成であり特に新しい内容がある訳ではないので筆者自身は全く肯定的な評価をしていないが, 開戦から既に 3 年が経過した時点においてこの書籍がこのような形で販売されている状況で, 「スターリン時代の収容所の話は語られなくなるのでは」等と危惧するのが妥当なものであるのかどうかについて疑問を覚える。

さて「特別軍事作戦」開始ののち, 多数の「非友好国」企業がロシア市場から撤退したことは広く知られる。しかしながらそれがどれほどの実態を伴っているのかということに関しては, ある意味程度問題であるという側面もある, ということについて言及しておく。

コカコーラがロシア市場から撤退したことは「特殊軍事作戦」開始後速やかに喧伝された。そしてロシア国内では, カザフスタンやトルコ等から輸入された缶入りコカコーラは販売されてこそいるものの, ロシア産のコカコーラは存在せず, 地元のメーカーが代替品を生産するようになったとされる。

その中でもとりわけ頻繁に言及されるのが「ドーブリー・コーラ」なるものであった(図 25)。それはある意味, 悪あがきのような体で失笑を含め言及されていたものと記憶している。さてしかしながら筆者は, 既述の「フクスナ・イ・トーチカ」において 2023 年 9 月に初めてこの「ドーブリー・コーラ」を飲んだ際, あまりにも通常の「コカコーラ」と味の相違を感じる事が出来ずに驚いた。

これについては, 少し調べることで内情を簡単に把握出来る。ウクライナの家計汚職防止庁(National Agency on Corruption Prevention, NACP)が 2024 年まで作成を続けていた毀誉褒貶のある³「国際戦争支援者リスト」(ロシアで事業を継続することでロシアの戦争遂行能力の強化に加担している, という趣旨のもの)には, ロシア市場から撤退した筈の「コカコーラ・カンパニー」が入っていた。コカコーラ・カンパニーはロシア市場に残っていない筈なのでは, と思い確認すると, 実はこの飲料メーカー「ドーブリー」は「コカコーラ・カンパニー」の子会社であった。つまるところ「ドーブリー・コーラ」はコカコーラのロシアローカル版に他ならない。「コカコーラ・カンパニー」のロシア市場撤退, とはそういうものに過ぎないのである。

³ 独断的かつ主観的という批判がなされ, フランス・オーストリア・中国・ハンガリーなどが廃止に向けて圧力をかけたという(Reuters, 2024 年 3 月 25 日)。

ドイツにありその評価指標に EU の視点というバイアスのあることが指摘される Transparency International による「汚職指数」においてすら, ウクライナ(105 位)はガイアナ(92 位)・ガンビア(96 位)・レソト(99 位)等よりも劣位にある。

なおロシアはウクライナよりも更に下位(154 位)にある。しかしながらロシアにおける汚職は, たとえそれが蔓延しているとしても自身の金銭で行っていることであって我々には関係が無い。他方ウクライナは, 欧米諸国や我が国から巨額の支援を受けている立場であるにも関わらずその支援で得た金銭による汚職を蔓延させたままなのであるから, 後者のほうがより強い批判の対象になって当然である。

図 25. ドーブリー・コーラ, 2023 年 9 月.



更に, 2024 年 10 月から 2025 年 4 月にかけてモスクワのトレチャコフ美術館・新館において「移動派展」が開催されていた. 筆者は 2024 年 11 月及び 2025 年 2 月の 2 度, 当該展示を見に訪れた. さてそこで, クラムスコイの『見知らぬ女』や印象派の影響下でレーピンが描いた少女像などと共に, 筆者の目をひいたのが図 26 である. これは当該展覧会のポスターであるが, その一番下段にはスポンサー企業名が列挙されている. そして即座に判る通り, ロシア市場を撤退した Samsung が参加しているのである. 再度ここでも, Samsung のロシア市場撤退というのはそういうものであり, 機会を伺っている姿勢は民間企業として当然のものであると考える.

図 26. トレチャコフ美術館新館「移動派展」, 赤枠は筆者による. 2025 年 2 月.



6) ロシアとの学術交流

このような状況下, 筆者は以前と変わること無くロシア現地に拠点を置く研究者達との交流を継続

している。共同研究を実施し論文を執筆・刊行するといった活動を並行させると共に⁴、オンラインでのコンファレンス報告は 2023 年も行ったが、2024 年以降には対面形式でのワークショップ報告やコンファレンスでの研究報告を実施している。

それは例えば、モスクワ大学内に設置された Moscow School of Economics における研究会報告 (図 27, 2024 年 11 月 18 日) や、ロシア科学アカデミー地理学研究所内で開催された研究会報告 (図 28, 2025 年 2 月 17 日)、さらにはペテルブルク経済財政大学で実施した招待講演 (図 29, 2025 年 9 月 11 日) などである。

それらのうちで最も規模が大きかったのは、2024 年 11 月 22 日にペテルブルク経済財政大学で開かれた日ロ合同コンファレンス (図 30)、そしてまた 2025 年 9 月 12 日に開催されたその第 2 回コンファレンスであり (図 31)、後者において筆者は先方からの依頼により「ロシアに対する経済制裁が企業パフォーマンスに与える影響」という微妙な主題での報告をすら行った。

図 27. Moscow School of Economics Web サイト, 2024 年 11 月 18 日.



⁴ 2022 年 2 月以降に、会議以外で筆者がロシア連邦を本拠とする同僚たちと共に刊行作業・共同研究・共著執筆を行った成果物は例えば以下の通り (刊行決定済みのみ、日本語は除く): (1) Lee, H. and Kumo, K., The Impact of Sanctions on Firms Financial Performance in Russia, *Eurasian Business Review*, accepted with minor revision; (2) Kumo, K. and Perugini, C., Islam, Institutions and Fertility, in Klaus F. Zimmermann, ed., *Springer Handbook of Labor, Human Resources and Population Economics*, 2025; (3) Литвиненко, Т., Кумо, К., Внутренне различия в динамике населения Республики Саха (Якутии) влияющие на нее факторы// Вестник Санкт-Петербургского университета. Науки о земле, 2025; (4) Yu, W., Kumo, K. and Lee, H., Impact of Digitalization on Corporate Financial Profitability: The Case of Russia, *Post-Communist Economies*, 37, 2025; (5) Iwasaki, I. and K. Kumo, J-Curved Growth Path: Economic Crisis and Recovery in Post-Socialist Economies, in *Oxford Handbook of Post-Socialist Economies*, Oxford UP, 2024; (6) Kumo, K., Changes in the Living Standards of Transition Economies and Determinants of Poverty, in *Oxford Handbook of Post-Socialist Economies*, Oxford UP, 2024; (7) Kumo, K. and A. Kechetova, Fertility in Russia: A Re-Examination Using Microdata, *Economies*, 11, 2023; (8) Kumo, K., Inter-regional Migration: Reexamination of Population Redistribution in Russia at the Late Soviet Period, in *Landmarks for Spatial Development: Equality or Differentiation*, Martinat, S., V. Kumar, A. Torre, Yu. Lavrikova and E. Kuzmin, eds., Springer, Chapter 1, 2023; (9) Кумо К., Зависит ли вероятность рождения ребенка от уровня благосостояния и его субъективного восприятия в российских домохозяйствах: в поиске ответов на извечные вопросы// Демографическое обозрение, 10, 2023; (10) Kumo, K. and T. V. Litvinenko, Population Dynamics and Its Factors: Ethnicity and Regional Characteristics in the Sakha Republic (Yakutia), *Regional Research of Russia*, 12, pp.495-507, Dec. 2022.

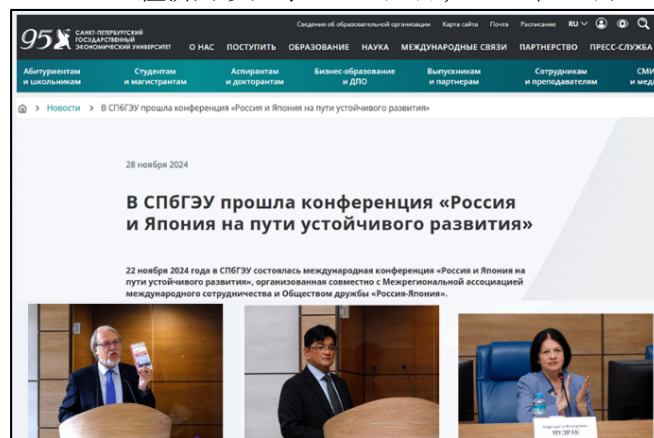
図 28. Institute of Geography Web サイト 2025 年 2 月 17 日



図 29. ペテルブルク経済財政大学での招待講演, 2025 年 9 月 11 日.



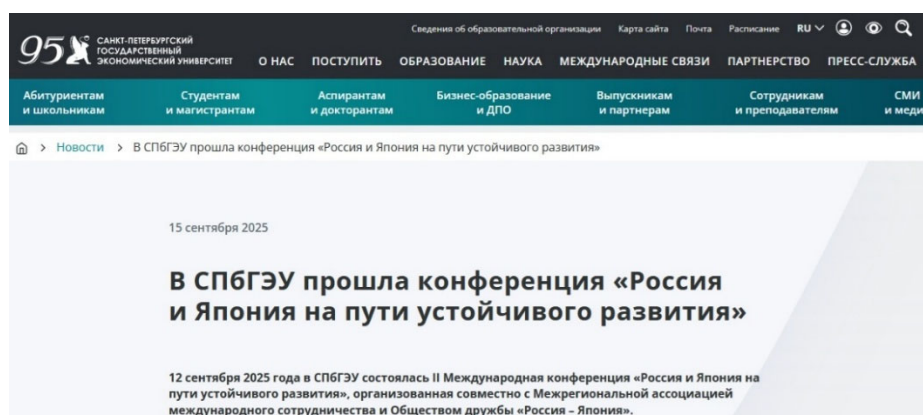
図 30. ペテルブルク経済財政大学 Web サイト, 2024 年 11 月 22 日



当該コンファレンスはロシア側は政府外郭団体である「民族友好の家」が共催者であり、また日本側も日本国政府組織が共催者となって実施された。日本側は全て異なる3つの国立大学及び2つの私立大学から参加しており、ロシア側からは5名の報告者があった。第1回において筆者は名目上、日本側代表として参加したものである。こういう関係が維持されているということを知らない

向きは少なくないであろう。このようなことが可能でありかつ実現していることを明記しておく。

図 31. ペテルブルク経済財政大学 Web サイト, 2025 年 9 月 15 日



おわりに

「ロシアに渡航すると FSB (Federal'naya sluzhba bezopasnosti Rossiyskoy Federatsii, ロシア連邦保安庁) の監視下におかれる」「FSB は懐柔しようとしてくる」等という指摘はあろう。しかしながらそれは筆者が大学に入学した 18 歳の折、或いはソ連崩壊後の 1992 年、学部 4 回生であった際に 1 年間ロシアに留学しようとした折、その当時から学部学生間でまた教員から言われてきた事であった。状況が大きく変わる理由も無く、そのような指摘も、何をいまさら新たに見出された事実であるかのように主張するのか、と思うばかりである。

筆者は 2016 年にロシア最東端のチュクチ自治管区(米国アラスカ州の対岸地域、アナディリ市・ウーゴリニーコピ居住区、そして廃居住区「グディム(旧「アナディリー1」)・「シャフチョールスキー」等)での調査を行ったが、国境地帯に入るということで現地行政政府に入境許可証(propusk)を申請した。その際、生涯のパスポート全ページをスキャンしたものを申請書に添えることが要求された。そういう場合に自身がスクリーニングされないと考えるほうが常識を欠いている。

さて通常は 2 ヶ月で交付されるという入境許可証は結局交付までに 3 ヶ月程かかった。あまりに時間がかかったため現地カウンターパートから「(筆者は)何かおかしい行動をとったのか」と尋ねられ、「プーチン政権の地方開発政策は基本的に合理的である、という指摘を一貫して行っており、何かあるとは思えない」旨返答した。最終的に許可証が交付された際、それを受け取ってくれた現地カウンターパートは内務省の担当者から「彼(筆者)は chisty chelovek (綺麗な人間)なので交付することに問題は無い」と伝えられた、と言う。「見ている」というコメントであろうが、それは調査対象国からすれば当然の姿勢である。

昨今の状況で、ロシアを声高に批判しかつそれと戦闘状態にある国を強力に擁護する活動を活

発に行う第三人が、ロシアへの入国を試みた際に長時間の尋問を受ける事や拘束される事があったとしても当たり前である。第三人が他国で好き勝手に動くことが出来ると考えるほうが非常識であり、それに異を唱えるのであればそもそも外国地域研究を行おうと考えること自体がおかしい。振り返って考えてみれば良い。我が国から見て敵国の人間でありかつ我が国の評価を毀損することに勤しむ者が、何らチェックを受けることなく我が国に入国して好き勝手に行動し、自由自在に調査研究を行うことを看過するほうが異常ではないか。それと全く同じことである。

「学問の自由が云々」などという大上段に構えた主張が外国に対して通用すると思うほうが的外れである。そういった主張を行う向きが筆者と比較して一体全体どれほど大した仕事をしているのかは知らないが、筆者にはとてもではないがそのような主張は出来無い。何処の馬の骨とも判らぬ第三人の行動に当該国が付き合う謂われなどある筈も無い。そもそも冷戦期のソ連研究や東欧研究というのはそういうものだったのではないのか、と不思議に思える。

筆者の専門領域である旧ソ連・ロシアの経済研究や地理・歴史研究において、最も優秀なロシア人研究者達から学ぶ事は言うまでもなく数多あり、この交流を断絶させることは地域研究の自殺である。理解が困難なものから距離を置いては、その対象はより一層未知のものになってしまう。

「不正義を行うような国からは徹頭徹尾距離を置き正面から見据えることなどしなくて良い」等というのであれば、そのような地域を対象とする研究所や研究センターを血税で維持することなど不要であり廃止すべきだということになろう。筆者はこうした考え方に全く与しない。正面から取り組み、維持することを不可欠であると考えている。

くも かずひろ(一橋大学経済研究所)